

長崎市告示第495号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始するので、同項及び道路法施行規則(昭和 27 年建設省令第 25 号)第 3 条の規定により告示する。

その関係図面は、長崎市役所(土木部土木総務課)において告示の日から 2 週間(ただし、長崎市の休日定める条例(平成 5 年長崎市条例第 35 号)第 1 条第 1 項各号に規定する本市の休日を除く。)一般の縦覧に供する。

令和8年7月8日

長 崎 市 長 鈴 木 史 朗

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
中里町船石町1号線	長崎市 船石町 2026-7 地先 から 長崎市 船石町 2047-3 地先 まで	令和 8 年 8 月 3 日
上戸石町船石町線	長崎市 船石町 990-1 地先 から 長崎市 船石町 986-4 地先 まで	令和 8 年 8 月 3 日
東町 10 号線	長崎市 東町 2286-2 地先 から 長崎市 東町 2436-2 地先 まで	令和 8 年 8 月 3 日
東町 77 号線	長崎市 東町 2384-4 地先 から 長崎市 東町 2400-1 地先 まで	令和 8 年 8 月 3 日
東町 78 号線	長崎市 東町 2349-2 地先 から 長崎市 東町 2340-3 地先 まで	令和 8 年 8 月 3 日
船石町3号線	長崎市 船石町 2491-1 地先 から 長崎市 船石町 2495-3 地先 まで	令和 8 年 8 月 3 日